

令和2年度 別海町学校開放事業実施要項

- 1 趣 旨 スポーツ基本法第13条により、学校の教育施設を学校教育に支障のない限り青少年や町民一般の体育、スポーツ活動に開放し、別海町における社会体育の振興に寄与する。
- 2 開設機関 別海町教育委員会
- 3 開放指定校 町立小・中学校とし、別海町教育委員会が指定する。
- 4 組 織
 - (1) 学校開放事業指定校に学校開放主事、主事補を置く。
 - (2) 学校開放の効果運営を図るため、指定校には学校開放運営委員会を置くことができる。
- 5 形 態
 - (1) 学校開放事業の形態は次の通りとする。
 - ①事業開放
 - ②グループ（団体）開放
- 6 対 象
 - (1) 事業開放
 - ①地域の一般住民 ②児童・生徒及び学生 ③勤労青少年
 - ④職場 ⑤その他の地域住民
 - (2) グループ（団体）開放
 - ①子ども会、スポーツ少年団等少年団体
 - ②青年団体、女性団体、体育団体等の社会教育関係団体
 - ③職場、その他の団体
- 7 事業期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、感染症の流行等により教育委員会が開放すべきではないと判断した場合は事業期間を変更することができる。
- 8 開放日 指定校毎に利用団体と協議して決定する。ただし、基本的には別紙一覧のとおりである。
- 9 開放時間 指定校毎に利用団体と協議して決定する。ただし、基本的には別紙一覧のとおりである。
- 10 使用料 無料とする。ただし、消耗機材については、原則として利用者が負担する。
- 11 指定校に備える帳簿等
 - (1) 利用者登録簿
 - (2) 学校開放日誌
 - (3) その他必要な用紙並びに帳簿等
- 12 利用方法
 - (1) 利用希望する場合は、7日前までに申込書を指定校に届けなければならない。
 - (2) 学校開放施設を利用した場合、指定校に備えてある学校開放事業利用日誌に必ず記入し、学校開放主事又は主事補に終了報告をしなければならない。
 - (3) 学校開放主事又は主事補が施設の開放にあたって、利用団体が自らの責任において施設の管理が出来ると判断した場合は、利用団体に開鍵及び施錠を任せることが出来る。

(別紙)

開放日及び開放時間一覧

開放指定校	開放曜日	開放時間
別海中央小学校	毎週 月～金	19:00～22:00
中春別小学校	毎週 月～金	19:00～22:00
上春別小学校	毎週 月～金	19:00～22:00
野付中学校	毎週 月～金	19:00～22:00
上風連中学校	毎週 月～金	19:00～22:00
中西別中学校	毎週 月～金	19:00～22:00
別海中央中学校	毎週 月～金	19:00～22:00

※上記以外の曜日の他、12月25日から1月7日までの期間も休館とする。